

令和7年度 鳥取県会計年度任用職員（電気技師）採用試験募集案内

◆鳥取県危機管理部危機対策・情報課 情報システム管理担当◆
 〒680-8570 鳥取市東町一丁目271番地（鳥取県庁第二庁舎3階）
 電話(0857)26-7789 <https://www.pref.tottori.lg.jp/kikikanri/>

1 受付期間・試験日時・試験会場・試験結果発表日

| | |
|---------|---|
| 受付期間 | 令和7年1月24日（金）～令和7年2月7日（金）（必着） ◎持参、郵送のどちらでも申し込みできます。 ◎郵送の場合は、令和7年2月7日（金）17:00必着 ◎持参による場合は土日祝を除く午前8時30分から午後5時まで （土・日曜日、祝日は閉庁日のため受け付けておりません。） |
| 試験日時 | 令和7年2月13日（木） ◎受付 午前9時00分から9時20分まで ◎説明 午前9時20分から9時30分まで ◎専門試験 午前9時30分から10時00分まで （休憩） ◎人物試験 午前10時10分から |
| 試験会場 | 鳥取県庁議会棟3階 第15会議室（鳥取市東町一丁目220番地） |
| 試験結果発表日 | 令和7年2月18日（火）（予定） |

2 募集職種・採用予定者数・職務内容・配属先

| 職種 | 採用予定者数 | 職務内容 | 配属先 |
|------|--------|--|---------------------------------|
| 電気技師 | 1名 | ア 防災用情報通信設備の運用・維持管理の補助 イ 防災用情報通信設備保守委託業務に係る積算、発注、履行管理の補助 ウ 全国瞬時警報システム（Jアラート）の運用、維持管理、故障対応 エ ヘリコプターテレビ電送システムによる映像送信操作等の補助 オ 無線中継局の維持管理業務 カ 防災用情報通信設備の物品調達業務 キ 庁内パソコンを使用した関係機関への照会、集計等の事務 ク その他課内事務 | 危機管理部 危機対策・情報課 （県庁第二庁舎3階） |

3 受験資格

- (1) 年齢、性別を問いません。
 (2) 次の要件をすべて満たす人とし、
 ア 次の資格のいずれかを有する人（令和7年3月31日までに当該資格を取得する見込みのある人を含む。）

| 種別 | 資格名 |
|-----------|---------------------------|
| 無線 | 第1級、第2級、第3級総合無線通信士 |
| | 第1級、第2級、第3級、第4級海上無線通信士 |
| | 第1級、第2級、第3級、レーダー級海上特殊無線技士 |
| | 航空無線通信士 |
| | 航空特殊無線技士 |
| | 第1級、第2級陸上無線技術士 |
| | 第1級、第2級、第3級、国内電信級陸上特殊無線技士 |
| 通信 | 電気通信主任技術者（伝送交換、線路） |
| | AI第1種、第2種、第3種工事担任者 |
| | DD第1種、第2種、第3種工事担任者 |
| | AI・DD総合種工事担任者 |
| | 第1級、第2級アナログ通信工事担任者 |
| | 第1級、第2級デジタル通信工事担任者 |
| 総合通信工事担任者 | |

| | |
|-----|----------------------------|
| 電 気 | 第1種、第2種電気工事士 |
| | 第1種、第2種、第3種電気主任技術者 |
| | 1級、2級電気工事施工管理技士 |
| | 技術士（電気電子部門、総合技術監理部門（電気電子）） |

イ 電気又は電気通信関係設備の保守管理業務又は設計業務に係る3年以上の実務経験を有する人

ウ 勤務地（鳥取県危機管理部危機対策・情報課）へ概ね1時間程度で通勤可能な人

- (3) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条等の規定により地方公務員となることができない人は受験できません。
- ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
 - ・鳥取県職員として懲戒免職処分を受け、その処分の日から2年を経過しない人
 - ・日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人
 - ・地方公務員法附則（平成11年12月8日法律第151号）による経過措置としての準禁治産者
- (4) 日本国籍を有しない人については、活動に制限のない在留の資格を取得している人又は採用日前日までにこの資格を取得する見込みの人に限り受験できます。
- また、日本国籍を有しない人は、公権力の行使に該当する業務（許認可事務、補助金等業務等）には就くことができません。

4 試験内容

| 試験種目 | 配点 | 内 容 |
|------|-----|--|
| 専門試験 | 50点 | 電気通信設備等に関する知識についての筆記試験（30分） |
| 人物試験 | 50点 | 個別面接による人物についての口述試験（15分） ※一般的な質問項目以外に、電気通信設備に関する実務経験や知識についての質問を行います。 |

5 任用期間

令和7年4月1日～令和8年3月31日（予定）

6 勤務条件（予定）

| | |
|-----|--|
| 給 与 | <p>○報酬 日額10,750円 ※上記金額は、現段階における予定額です。採用時までに制度改正又は給与改定があった場合はそれによります。 ※経験年数に応じて加算される場合があります。</p> <p>○期末勤勉手当 期末手当：報酬の月額相当額の2.21月（6月期：1.105月分、12月期：1.105月分） 勤勉手当：勤務成績に応じて支給 ※在職期間に応じて所定の割合を乗じた額を支給します。 （例：令和7年4月1日採用の場合の割合 6月期：100分の30 12月期：100分の100） ※県一般職の期末勤勉手当の改定に準じて改定するため任期途中で改定する場合があります。</p> <p>○費用弁償（通勤手当） 通勤距離片道2キロ以上の場合に支給します。 交通機関利用者は、定期券と回数券のうち、通勤回数に応じた安価な方の額により、1月当たり150,000円を限度額として支給します。 自家用車等利用者は、使用距離に応じて、1,376円～42,985円の範囲内で支給します。 ※制度改正があった場合は、それによります。</p> |
|-----|--|

| | |
|---------------|--|
| 福 利 | 健康保険（地方公務員共済）、厚生年金保険、雇用保険対象 ※加入条件を満たす場合に限りです。 |
| 休 暇 | 次に掲げる休暇を取得できます。 (1)年次有給休暇 任用期間等に応じた年次有給休暇（最大1年間に10日）が付与されます。 (2)特別休暇等 公民権の行使、忌引、産前・産後（各8週）などの特別休暇等があります。 ※有給休暇と無給休暇があります。 |
| 勤務日及び 勤務時間 | 1か月17日 午前8時30分から午後5時15分まで ※毎週土曜日・日曜日、国民の祝日及び年末年始（12/29～1/3）は、勤務を要しない日とします。ただし、業務の状況に応じて土曜日・日曜日、国民の祝日及び年末年始にも振替勤務を指示する場合があります。 |
| 任 用 の 期 間 | 従事業務が翌年度も継続された場合に限り、勤務成績その他の事情を踏まえ、翌年度も引き続き任用が更新されることがあります（再度の任用4回まで）。 |

7 受験申込手続

| | |
|---------|--|
| 提出書類等 | (1)履歴書 1部 ※市販のJIS規格A4サイズのものを使用し、顔写真を貼り付けるとともに、1. 氏名、2. 生年月日、3. 年齢、4. 現住所、5. 電話番号（携帯電話を含む）、6. 職歴、7. 免許・資格は必ず記載してください。 ※職歴欄には、これまでに従事した電気又は電気通信関係設備の保守管理業務又は設計業務（「3 受験資格」(2)イの要件に該当する業務）について、保守管理業務の概要やご自身の担当業務、従事期間を具体的に記載してください。記載欄が足りない場合は、別紙（様式自由）を追加して記載してください。 (2)保有資格の資格者証の写し（コピー） 1部 ※「3 受験資格」(2)アに該当する資格の写しを提出してください。 |
| 申 込 み 先 | 鳥取県危機管理部危機対策・情報課（担当：西山） 〒680-8570 鳥取市東町一丁目271番地（鳥取県庁第二庁舎3階） 電話(0857)26-7789 ※「1 受付期間・試験日時・試験会場・合格者発表日」に記載の受付期間に、上記申込書類等を持参又は郵送でお申し込みください。 ※郵送による場合、封筒の表に「会計年度任用職員募集関係」と朱書きしてください。 |
| 注 意 事 項 | ◎履歴書の記載事項に虚偽等があると判明したときは受験を無効とし、合格されても、その合格を取り消すことがあります。 ◎電話で連絡させていただく場合がありますので、携帯電話がある場合には必ずその番号も記入してください。 |

※車イス等で来場される方は、会場準備の都合がありますので、申込み時にお知らせください。

※提出書類等は返却しませんので、あらかじめご承知ください。

※受験票は試験当日お渡しします。

8 合格者の決定方法

専門試験、人物試験の得点を合計した得点の高い順に決定します。

ただし、それぞれの得点が一定の基準に満たない場合は、合計得点にかかわらず不合格とします。

9 合格者の発表

採用予定者の受験番号を危機対策・情報課のホームページに掲載するとともに、受験者全員に郵送にて合否を通知します。

10 試験結果の開示

この採用試験の結果は、鳥取県個人情報保護条例（令和4年鳥取県条例第29号）第14条第1項の規定により、指定された窓口で開示を請求することができます。

なお、電話、はがき等による請求では開示できませんので、**受験者本人（ただし、受験者本人が未成年の場合は法定代理人も可）**が直接開示場所へおいでください。

その際、運転免許証、学生証等**写真により受験者本人が確認できるもの**を持参してください。

また、合格者への通知とは別に希望者には郵送により試験結果を通知しますので、通知を希望される方は、試験当日に110円切手を貼った宛先明記の通知用封筒〔定型長3（23cm×12cm）〕を持参してください。

| 開示請求ができる者 | 開示の内容 | 開示期間 | 開示場所 |
|--------------|--|------------|-----------------------------|
| 受験者本人又は法定代理人 | 試験の合否、総合得点、順位及び試験種目ごとの得点（不合格者の場合は、試験種目ごとの判定を含む。） | 合格発表日から1月間 | 危機管理部危機対策・情報課 （県庁第二庁舎3階） |

11 試験に関する注意事項

- (1) 試験当日は、必ず受付時間内に試験会場に入室してください。（遅刻者は受験できません。）
- (2) 受験の際は、筆記用具（HB又はBの鉛筆、消しゴム）を持参してください。
時計を持参する場合は、時計機能だけのものに限ります。携帯電話を時計として使用することは認めません。

12 個人情報の取扱い

本試験に関して収集した個人情報については、本試験の選考、合格決定通知書の発送及び採用手続き、配属先の決定以外には利用しません。

<試験会場への地図>

